

仕 様 書

1. 業 務 名 豊橋市立看護専門学校緑地帯維持管理業務（第1回）
2. 業務場所 豊橋市立看護専門学校
3. 業務期間 契約締結日から令和7年8月29日まで
4. 業務内容

内 容	実施時期
樹木剪定 ツツジ・クスノキ（1本）及び正面駐車場隣接地	7月～8月
芝生刈込 （117.2㎡）	7月～8月

5. 支払方法 業務終了後一括支払とする。ただし、豊橋市資源化センター投入料金については実費とする。
6. 刈払機の使用について
 - （1）受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアルによる安全教育を実施すること。
 - （2）刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
 - （3）前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育を実施し、報告すること。
 - （4）除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
 - （5）作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
 - （6）除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
 - （7）請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）等の加入について
 - ・保険期間は業務期間が全て含まれるものとする。
 - ・保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
 - ・発注者から指示を受けた場合は、証券の写しを提出すること。
7. その他
 - （1）剪定した枝葉及び刈り取った芝生等は、残さず搬出し処理すること。
 - （2）投入（焼却）場所は豊橋市豊栄町字西530番地、豊橋市資源化センターとする。
 - （3）業務終了後、業務実施報告書を提出のこと。なお、業務実施報告書には、豊橋市資源化センターの計量伝票の写し及び記録写真等を添付すること。
 - （4）上記事項の実施にあたり疑義が生じた時は、豊橋市契約規則によるほか両者協議のうえ定めるものとする。